

## 連結財務書類における注記

### I 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得価額  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得価額が判明しているもの……………取得価額  
取得価額が不明なもの……………再調達価額

- ② 無形固定資産……………取得価額

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

該当する資産なし

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当する資産なし

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	15年	～	50年
建物附属設備	8年		
工作物	8年	～	15年
物品	2年	～	10年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

- ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 退職手当引当金

徳島県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から、すでに職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、徳島県市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち中央広域環境施設組合へ按分される金額を控除した額を計上しています。

徳島県市町村総合事務組合分については、みなし連結により退職手当準備金の額を加算しております。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本年度会計の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引は除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物を、資金の範囲とします。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間（4月1日～5月31日）における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

(9) その他連結財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品について、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

② 上記以外の固定資産の計上基準

建物は全ての資産を計上しています。建物や物品以外の資産については原則として取得価額または再調達価額が50万円以上の場合に資産として計上しています。また、土地については建物や物品等の償却資産（減価償却を行う資産）と異なり、非償却資産（減価償却を行わない資産）であることから、原則として全ての土地を資産として計上しています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準について、[資本的支出と修繕費の判定フローチャート]を基に資本的支出と修繕費の判定をしています。また、金額が50万円未満である時、または法人税法基本通達により資産に該当しないと判断した時は修繕費として処理しています。

## II 重要な会計方針の変更等

### (1) 表示方法の変更

徳島県市町村総合事務組合の退職手当事業への支出の表示方法は、従来、行政コスト計算書の補助金等と資金収支計算書の補助金等支出で表示しておりましたが、徳島県市町村総合事務組合の退職手当事業がみなし連結を行うことになったため、当事業年度より、行政コスト計算書の職員給与費と資金収支計算書の人件費支出で表示しております。

## III 重要な後発事象

該当なし

## IV 偶発債務

該当なし

## V 追加情報

### (1) 連結対象団体

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合
徳島県市町村総合事務組合 (退職手当事業)	一部事務組合・広域連合	みなし連結	-
徳島県市町村総合事務組合 (非常勤職員事業)	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.0981480638%

連結の方法は次のとおりです。

一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

### (2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。